

平成21年8月31日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

一時払終身保険「3増法師」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成21年9月1日（火）より全支店・出張所にて5年ごと利差配当付利率変動型一時払通増終身保険「3増法師」（引受保険会社：明治安田生命保険相互会社）の取扱いを開始いたします。

「3増法師」は、大切な資産を「ふやしたい」「のこしたい」というお客様のニーズにお応えするため、以下のように死亡保険金が増えていく特徴を有する一時払終身保険です。

1. ご契約後10年間、死亡保険金が増加

契約日から10年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。
(増加する率は、契約日の年齢により異なります。)

2. 10年後も死亡保険金が増加

契約日から10年経過後に死亡保険金が増加します。
(10年後に増加する死亡保険金は、契約日の年齢・性別・予定利率^{※1}により異なります。)

※1 予定利率は毎月1日に設定され、契約日および契約日後に到来する各予定利率計算基準日における予定利率を次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。

3. 市場金利情勢に応じて、死亡保険金が増加する可能性

第2保険期間中(契約日から10年経過後から終身)、予定利率計算基準日^{※2}の予定利率が最低保証予定利率(年1.5%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します。

※2 最初の予定利率計算基準日は、契約日から15年後の年単位の契約応当日とし、以後、10年ごとの年単位の契約応当日が、次の予定利率計算基準日となります。

当社では、今後とも商品ラインアップの強化を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客様に対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

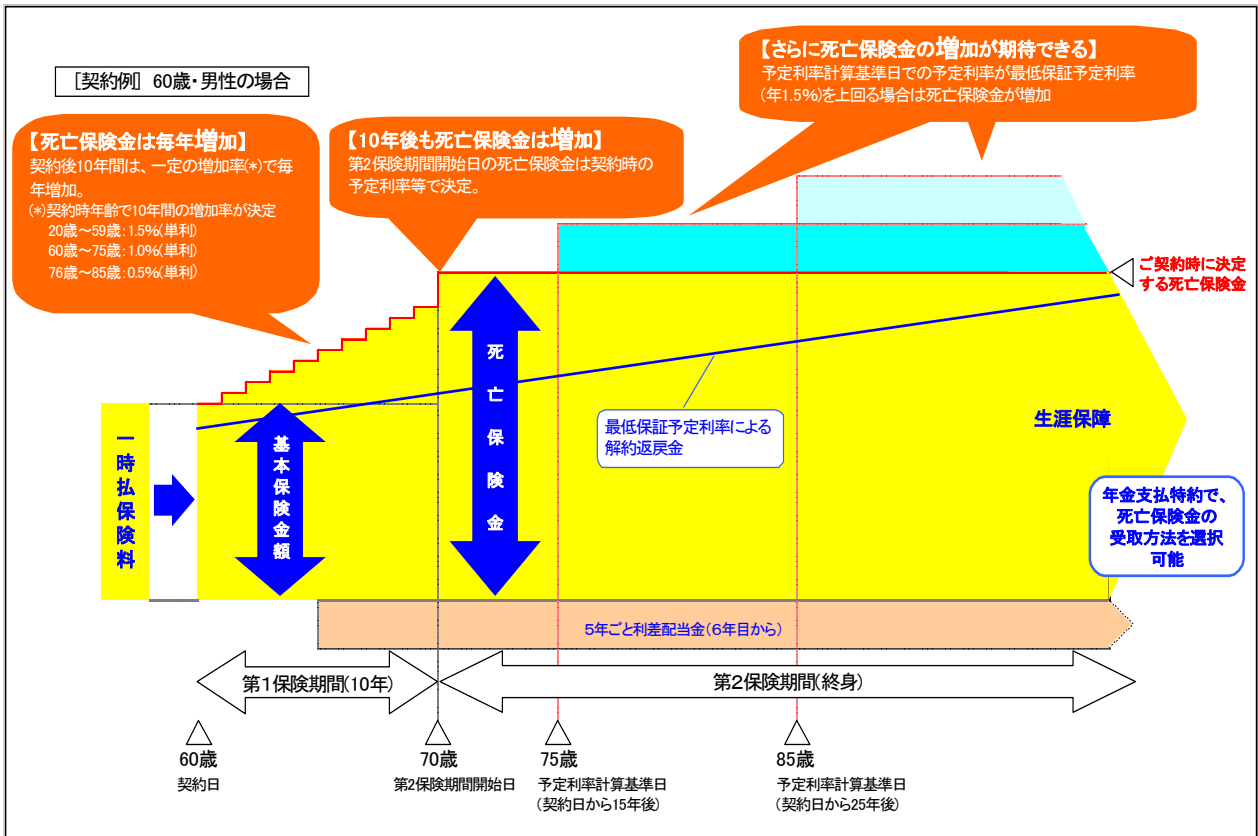
なお、「3増法師」の商品概要につきましては別紙をご参照ください。

以 上

一時払終身保険「3増法師」商品概要

全般	商品名	5年ごと利差配当付利率変動型一時払逋増終身保険 (愛称:「3増法師」)
	契約年齢(被保険者年齢)	20歳～85歳(19歳6ヵ月超85歳6ヵ月以内)
	基本保険金額 (一時払保険料)	【最低】300万円(10万円単位) 【最高】20歳～59歳:1億円 60歳～85歳:2億円
	増額	取扱なし
	解約	取扱あり
	一部解約(減額)	可(減額単位:10万円) (減額後最低基本保険金額:100万円)
	告知	職業告知、健康告知(簡易告知)
	クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象。 申込日または「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込の撤回または契約の解除が可能。その場合、一時払保険料の全額を返金。
運用	保険(運用)期間	終身
	運用勘定	一般勘定
	第1保険期間 (契約時から10年間) 増加率	契約時の年齢にて当初10年間の増加率が決定。 20歳～59歳:年1.5%(単利) 60歳～75歳:年1.0%(単利) 76歳～85歳:年0.5%(単利)
	予定利率	予定利率:毎月1日に設定。 契約時予定利率等により、第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日から終身)開始日の死亡保険金額が決定。 (予定利率計算基準日:契約後15年後の年単位の契約応当日。以降、直前の予定利率計算基準日から10年ごとの年単位の契約応当日)
	最低保証予定利率	年1.5%
	利差配当	あり (運用成果による剰余金が発生した場合、契約後6年目から5年ごとの契約応当日に支払。)
死亡保障	死亡保険金	①第1保険期間(契約時から10年間): 契約時の年齢に応じて定める死亡保険金額 ②第2保険期間(第1保険期間満了の翌日から終身): 契約時の年齢・性別・予定利率に応じて定める死亡保険金額
	災害死亡保険金・ 災害高度障害保険金	なし
	死亡保険金受取人の範囲	被保険者の2親等以内の血族または配偶者
	年金支払特約	あり(5・10・15・20・25・30年確定年金)

【イメージ図】



【ご注意ください事項】

- 本商品はクーリング・オフ制度の対象です。
- 本商品にご契約いただくか否かが、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 契約当初一定期間に解約された場合の返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります。また、一定期間経過後解約された場合でも、返戻金額はその時点の死亡保険金額が上限となります。
- 当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。
- 明治安田生命保険相互会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構より、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申し込み状況等によりお申し込みいただけない場合がございます。
- この資料は、本商品の支払事由や制限条項のすべてを記載したものではありません。保険商品をご検討いただく際には、「商品パンフレット」を必ずご確認ください。なお、ご契約の際には、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。
- 詳しくは、終身保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。